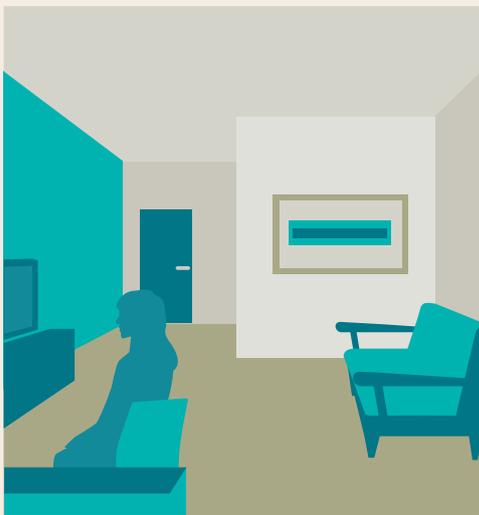
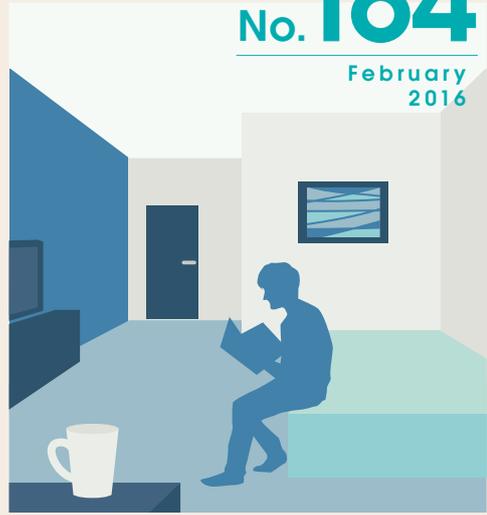
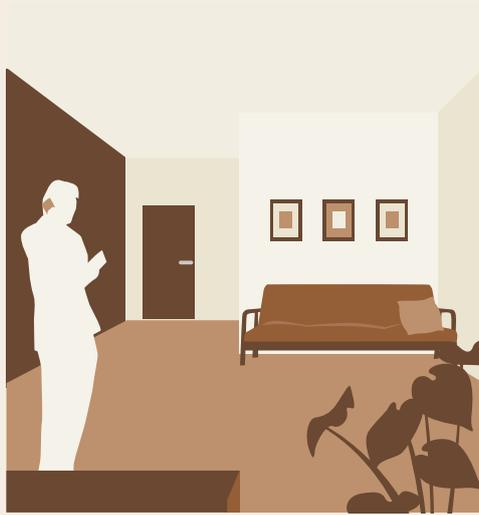


荻窪法人会

よき経営者をめざすものの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても、みんなの自覚をもって一人ひとつできることから

No. 184
February
2016



ワンルーム税

世界のおもしろい税金シリーズ

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です。
法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます。
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます。

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 新春のごあいさつ

- 小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長
- 安達 覚／荻窪税務署 署長
- 鈴木秀章／杉並都税事務所 所長
- 尾崎正俊／東京税理士会 荻窪支部 支部長
- 田中 良／杉並区長

5 組織委員会 会員増強中間報告

6 8団体共催荻窪税務署 署長講演会「税の役割と税務署の仕事」

- 安達 覚／荻窪税務署 署長

「弓道で学んだのは、自然体であること」

8 井上文晴 荻窪税務署 副署長インタビュー

10 平成27年度 税制特別講演会「税制改正と執行面の検討について」

- 井上文晴／荻窪税務署 副署長

11 税を考える週間

- 中学生の税についての作文
- 杉並納税街頭キャンペーン
- 税に関する絵はがきコンクール
- 税の標語
- 平成27年度 荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受表彰者
- 平成27年度 杉並都税事務所 所長感謝状受表彰者

17 e-Tax推進税理士事務所について

18 荻窪法人会 厚生事業委員会 第29回健康セミナー 「災害時の健康被害を防ぐために」

税制委員会より

20 ふるさと納税しましたか？

- 税制委員 小島麻里(税理士)

22 [秋季] 各ブロックの研修会レポート

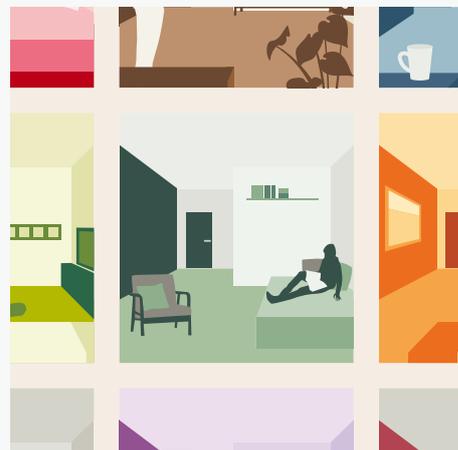
- 第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック、第4ブロック

25 税務コーナー

27 ブロック・支部・委員会・部会からの報告

- 第23支部
- 研修委員会・厚生事業委員会・社会貢献委員会・税制委員会
- 青年部会
- 女性部会

表紙イラストについて



世界のおもしろい税金シリーズ 【ワンルーム税】

豊島区の「狭小住戸集合住宅税」。1戸当たりの床面積が29㎡未満の集合住宅を9戸以上新築・増築する建築主に対し、1戸につき50万円を課税する法定外普通税。2004年6月、全国で初めて導入し、施行から5年ごとに継続・廃止などを検討することになっている。税導入後、ワンルームマンションの建設が年間3%減り、抑制の効果があつたとして継続が望ましいとされている。

新春のごあいさつ

荻窪法人会会長 小竹良夫



希望と活力に満ちた年になることを願って

荻窪法人会並びに荻窪間税会の会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

平成28年の年頭にあたりまして謹んでお祝を申し上げます。

本日は、ご来賓の荻窪税務署安達署長はじめ関係官庁の皆様、そして友誼団体の皆様方には、新年のお忙しい中ご参加を賜り、心より御礼申し上げます。

私共荻窪法人会は、設立して65年、公益社団法人に認定され3年を経過いたしました。

現在、約2200社の会員を擁し東京法人会連合会でN.01の組織率を有する法人会になっております。事業の柱として「正しい納税」「健全な経営」「社会に貢献」を掲げ、公益性の高い活動を行っております。

昨年も8の委員会・5のブロック・3の部会が中心となり、数々の事業を展開いたしました。積極的に参加を企画運営していただきました役員の皆様、事業を企画運営していただきました役員の皆様方には改めまして感謝を申し上げます。

私共は、今後とも、荻窪税務署の

皆様をはじめ、関係官庁・団体の皆様との密接な関係を維持し、「よき経営者を目指すものの集まり」として、「税知識の普及」、「納税意識の向上」、「地域社会に貢献」につとめ、「荻窪法人会の良き伝統と実績」を継承してまいります。

皆様には、今後とも変わらないご支援、ご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

我国経済は、「アベノミクス」効果により、デフレから脱却し大企業においては業績が大幅に回復しているものの、「地域経済」と「雇用の担い手である中小企業にはその効果を実感するまでには至っておりません。

新しい年が、政府の適切な「経済政策」と我々中小企業経営者の「自助努力」とが両輪となり、企業全体、そして社会全体にとって、希望と活力に満ちた年になることを願ってやまないとあります。

結びに、荻窪法人会・荻窪間税会の会員企業のご発展と、本日も参加の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎えるに当たり、公益社団法人荻窪法人会の会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

荻窪法人会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月から社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、税に関する手続き等でマイナンバーの記載が義務付けられます。税務署では制度の円滑な実施に向け、広報・相談等各種施策に取り組んでおります。会員の皆様方には多大な事務負担をおかけいたしますが、制度の趣旨をご理解いただき、引き続き税務行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、各種申告書・申請書はもとより、源泉所得税・ダイレクト納付の普及促進にも更なるご協力をいただけるようお願い申し上げます。

結びに荻窪法人会の益々のご発展と会員の皆様の事業のご繁栄とご健勝を心からお祈り申し上げます。

荻窪税務署 署長
安達 覚



新年、明けましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様には、旧年中は、都税に格別のご理解とご協力を賜りました。特に、12月には役員の方々への研修会ということで、皆様へ直接お話しさせていただく大変貴重な機会を頂戴しました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

杉並都税事務所では、本年も恒例となりました杉並納税街頭キャンペーンをはじめ、東京都の税務行政の窓口として親切できめ細やかな対応に努め、納税サービスの向上に取り組んでまいります。会員の皆様には、昨年同様ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、新しい年が荻窪法人会の飛躍発展の年となりますよう、また、会員の皆様の事業のご繁栄とご健勝を心から祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

杉並都税事務所 所長
鈴木 秀章



あけましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

税理士会は唯一税の専門家として、申告納税制度を支え、法人会の皆様の良きパートナーとして、法人会の皆様の信頼にお応えできるよう日々努力をしております。

社会保障・税番号制度が開始され、今後番号を記載する必要がある申告書等を税務署に書面で提出する場合には、番号確認や身元確認が出来る書類の添付が必要になります。電子申告での提出は、そのような煩わしさは無く、従来通りですので今後より一層電子申告が重要になると考えております。税理士会は今年も電子申告推進に力を入れていきたいと考えています。まだ電子申告をしていない企業の皆様はぜひ税理士に代理申告をするように伝えていただければと思います。

昨年末、消費税の軽減税率導入が決まりました。税理士会は単一税率を要望していましたが実現しませんでした。今後対象品目や経理など複雑なものになるかもしれません。ぜひ税理士と相談していただき対応していただければと思っています。

結びに、法人会会員の皆様の事業のご発展とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

東京税理士会 荻窪支部 支部長
尾崎 正俊



あけましておめでとうございます。

杉並区長の田中良でございます。

平成28年の年頭にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

荻窪法人会の皆様には、健やかな新年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

さて、国は、地域間の税源の偏在を是正し、財政力の格差の縮小を図るとして、平成26年度税制改正で、地方自治体の財源である企業等の住民税の一部を国税に組み込み、これを地方の自治体間で分配する改正を行いました。今後さらにこれを拡大する動きを見せています。

そもそも企業の住民税は、企業活動が行われる地域において、その企業活動を支える行政サービスを提供している自治体の財源として活用されるべきものであって、国の対応は明らかに地方自治の本旨に反するものです。国は、自治体間の税のやりとりではなく、地方が担う事務と責任に見合った安定した税財政の枠組み作りに取り組むべきです。

今、地方にとって大切なのは、限られた税源の取り合いではありません。東京を含めた全国の各地域がお互いの良いところを活かし、そして足りないところを補完し共に発展していく関係づくりが必要であると考えます。

杉並区でも、震災直後の南相馬市への支援活動から始まった自治体スクラム支援の実績を基盤に、交流自治体相互の連携を拡げ深化させていく事業を今後、積極的に打ち出している所存です。

長きにわたる税務行政のよき理解者である荻窪法人会の皆様方には、さらなるご理解お力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

杉並区長
田中 良



会員増強中間報告

会員増強中間報告で12月時点の加入率76.3%。



田中組織委員長

支部別加入率(平成28年1月19日現在)

| | 支部 | 稼働数 | 会員数 | 加入率(%) |
|---------|----|------|-------|--------|
| BLOCK 1 | 1 | 88 | 66 | 75.0 |
| | 2 | 122 | 95 | 77.9 |
| | 3 | 142 | 115 | 81.0 |
| | 4 | 146 | 113 | 77.4 |
| | 5 | 101 | 89 | 88.1 |
| | 計 | 599 | 478 | 79.8 |
| BLOCK 2 | 6 | 112 | 90 | 80.4 |
| | 7 | 156 | 93 | 59.6 |
| | 8 | 157 | 82 | 52.2 |
| | 9 | 48 | 36 | 75.0 |
| | 10 | 63 | 45 | 71.4 |
| | 計 | 536 | 346 | 64.6 |
| BLOCK 3 | 11 | 99 | 60 | 60.6 |
| | 12 | 70 | 47 | 67.1 |
| | 13 | 53 | 59 | 111.3 |
| | 14 | 125 | 107 | 85.6 |
| | 15 | 201 | 172 | 85.6 |
| | 計 | 548 | 445 | 81.2 |
| BLOCK 4 | 16 | 93 | 68 | 73.1 |
| | 17 | 106 | 76 | 71.7 |
| | 18 | 116 | 83 | 71.6 |
| | 19 | 176 | 114 | 64.8 |
| | 20 | 134 | 91 | 67.9 |
| | 計 | 625 | 432 | 69.1 |
| BLOCK 5 | 21 | 66 | 54 | 81.8 |
| | 22 | 88 | 82 | 93.2 |
| | 23 | 93 | 71 | 76.3 |
| | 24 | 124 | 117 | 94.4 |
| | 25 | 180 | 151 | 83.9 |
| | 計 | 551 | 475 | 86.2 |
| 事務局 | — | — | 11 | — |
| 合計 | — | 2859 | 2,187 | 76.5 |

公益法人になり3年目、法人会にビジネスの開拓、人脈の交流、情報、レクリエーションを求めて、お蔭さまで多数入会され、各ブロック、支部の研修会、催しに活気が出ている様に感じられます。厚生事業委員会との共催で8月納涼バーベキュー大会、11月にボウリング

会員の皆様におかれましては、ご繁栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、組織委員会の諸活動に対し、会員皆様をはじめ、役員、組織委員の皆様方には、多大なご支援ご協力を頂き、心より厚く御礼を申し上げます。
10、11月に実施いたしました会員増強月間では、26会員の加入、今年度50会員のご入会をして頂き、お陰様で加入率76.3%(12月6日現在)を上げる事が出来ましたことをご報告させていただきます。皆様の協力を賜り誠にありがとうございました。

大会が開催され、大勢の方が参加される場となりました。大変お忙しい中、ご参加していただいた会員皆様には厚く御礼申し上げます。
これから皆様方のご意見、ご要望を受け賜りながら、より良い組織委員会活動を行いたいと存じます。会員皆様も荻窪法人会の行事に大いに参加・利用していただきたいと存じます。今年度の目標78%、来年3月31日まで50会員の入会を目指して全役員が団結して組織強化しております。
どうか変わらぬご協力と今まで以上の勧奨活動を心よりお願いしたいと思います。
なお、今年度より12月に開催しております会員増強報告会議を、理事会、組織委員会にて増強報告をする様になりました事をご承知ください。

公益法人になり3年目、各事業に活気が出ている様に感じる

田中晴弘 組織委員会委員長

会員のみなさまへのお願い

お知り会いの方で、法人企業、個人事業主等、未入会の方がいらっしゃいましたら、ご入会を勧めて頂きたいと存じます。一緒に会合、行事に参加いただければ、一層楽しい会になります。なお、荻窪管内以外の紹介もお気軽に相談お受けいたします。また、会員様で子会社、関連会社がある場合は登録をお願いいたします(会費は無料です)。是非、事務局、ブロック・支部の役員にご一報ください。よろしく願いいたします。

税の役割と税務署の仕事

講師 荻窪税務署 署長
安達 覚



部・荻窪納税貯蓄組合連合会
東京小売酒 荻窪支部



平成27年11月17日(火)、荻窪タウンセブン大会議室において8団体共催「署長講演会」が開催されました。荻窪税務署安達覚署長は、ご自分の経歴やこれまでの赴任先でのエピソードなどを交えながら「税の役割と税務署の仕事」についてご講演されました。

「社会の会費」である税

まず税の役割についてです。私たちの周りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公共サービスがあります。その費用は主に税金でまかっています。つまり税は「社会の会費」です。

次に財政の現状です。平成27年度一般会計予算は96兆3420億円。歳入のうち57%が所得税・法人税・消費税などの租税および印紙収入、38%は国の借金ということで公債金収入となっています。歳出は、24%が借金を返す国債費、そのほかは基礎的財政収支対象経費で約72兆円ほどです。その内訳は、文教及び科学振興費、社会保障費、地方交付税交付金、公共事業費などとなっています。

続いて、社会資本整備と公共サービスの費用です。私たちの生活に欠かせない道路、上下水道、公園などの公共施設といった社会資本や、警察、消防、教育、保険などの公共サービスを利用する際に、利用料がかからないのは税というかたちで私たちが負担しているからです。身近な支出として平成24年度の警察・消防は約5兆円、ゴミ処理費用2兆円、国民医療費の公費負担金は15兆円となっています。

税は学校教育や科学技術の発展のた

めにも役立てられています。なかでも公立学校の児童生徒1人あたりの年間教育費の負担額は、平成24年度で小学生約86万3000円、中学生99万3000円、全日制の高校生は約100万円です。これを公立だけで6・3・3と計算しますと1人約1100万円ほどの公費負担になります。

続いて税制の現状です。税の分類として納め方、どこに納めるかによって分類されています。納め方では直接税、間接税があります。どこに納めるかでは国税と地方税などの分類があります。国税は所得税、法人税、相続税、贈与税、地方税では道府県民税、事業税、自動車税、市町村では市町村税、固定資産税などが代表的な税目です。税の分類2は、何に課税するかで分類します。所得に課税するものは所得税、法人税があります。消費に課税するのは消費税、資産に課税するのは相続税、贈与税、登録免許税等があります。

次に税収の推移です。所得税は昭和61年当時、最高税率が70%でした。平成27年度以降は最高税率45%で、順次下がっていますので税収も少しずつ落ちてきています。法人税も、グローバル化に対応するとともに国際競争力をつけるということもあって税率を順次下げてきました。一方、法人税は景気に動かされる傾向があり、バブル崩壊やリーマンシ

ヨックのころなどはガクンと下がるなど山あり谷ありです。一方、消費税は少しずつ伸びています。その消費税法の改正についてですが、消費税は平成29年4月1日から10%になります。内訳は国税が7・8%、地方消費税が2・2%。社会保障と税の一体改革における消費税率引き上げによる増収分はすべて社会保障の財源になります。

国税庁の使命と税務署の仕事

我が国の税金は、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税金を納税者自ら納税するという申告納税制度を採用しています。この制度が適正に機能するため、納税者が高い納税意識を持ち、憲法法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要だと考えます。国税庁の使命は、その履行を適正かつ円滑に実現することであり、国税庁はその使命を達成するために、2つの柱として納税環境の整備と適正公平な税務行政の推進に取り組んでいます。

続いて、税務署の仕事です。国税庁の下に12の国税局があります。内訳は札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、熊本、沖縄国税事務所です。国税局の下には税務署が全国で524あります。なかで

も東京国税局管内は84税務署あります。税務署には署長、総務課長、総務係長、統括国税調査官が必ずいて、その下に担当職員がいます。

荻窪税務署は全員で103名おりまして、そのうち女性は30%です。署長、副署長2名、総務課6名。管理運営部門は21名で、国税の債権債務及び還付手続き、申告書の入力などの内部事務ほか提出書類の收受、納税証明書の発行などの窓口関係事務を行っています。

徴収部門は、納期限までに税が納付されない場合に滞納整理を行います。納付が困難な事情がある場合は、事業や財産の状況など滞納者の実情を十分にうかがった上で納税の猶予などの納税緩和制度の適用も行っていますが、納付の意思が認められない場合は、期限内に納付を行っている大多数の納税者との公平感を確保するという観点から捜査、搜索等によって財産を把握し、差し押さえ、換価等の滞納処分を行う部署で、6名おります。個人課税部門は、個人事業者の所得税や復興特別所得税、消費税および地方消費税についての申告等の相談、調査を行っている部門です。また、個人事業者向けの各種説明会や青色申告のための記帳指導も行っており、26名おります。資産課税部門は、相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式の譲渡所得について申告等の相談、調

査を行っている部門で、17名です。法人課税部門は24名で、企業の法人税や消費税、源泉所得税や印紙税についての相談、調査をするところです。酒類指導官は荻窪署にはおりませんが、酒類の製造販売業に必要な免許申請に関する相談、審査を行い、酒蔵やビール工場等の全行程について検査を行います。

税務調査の第1次選定は？

ここで、税務調査について落語調に熊さん、八つあんの会話でいってみます。

熊さん「おーい八つつあん、ずいぶん忙しそうだね」

八つつあん「そうなんだよ、今度税務調査がくるんだよ。なんで、うちみたいなところにくるんだろう」

熊さん「そりゃ、おめえ、今年何かあっただろう。何もないところにはこねえんだから。たとえば売上げが伸びてるんじゃないの？ 固定資産が増えた？ 売上げの原価が高いんじゃないの？ 隣の同じようなこと比べて仕入れが伸びてないかい？ 人件費はどうなっている？ 交際費の定額基準を超えてるかい？ 売上げに比べて受け取り勘定が少ないんじゃないの？ 土地が増えてる？ 建物？」

と、こんなふうに私たちは税務調査の

第1次選定を行っているというふうに着えていただければと思います。

最後に、我が職場でも、若い人たちへ仕事、技術などの伝承が課題になっていますが、かの山本五十六さんの名言に「やってみせ、言つて聞かせ、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ」とあります。そのあとに「話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず」さらに「やってる姿を感謝で見守ります。これは40代50代になり部下を指導するようになって初めてわかるのかもしれない。私もようやくその年代になり、そのように長い目で見て人を育てていく必要があるのかなと思っております。



税を考える週間とは？ ～「知る」から「考える」へ～(国税庁ホームページ「税を考える週間」より抜粋)

税を考える週間の前身は、昭和29年「納税者の声を聞く月間」として設けられ、その後、世の中の動きと共に名称と施策が変化していき、昭和31年「納税者の声を聞く旬間」、昭和49年「税を知る週間」となりました。「税を知る週間」は①税を社会全体の役割の中で捉える見地から、給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけではなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法等を広報する、こととしていました。しかし、近年の経済社会の構造、税務行政を取り巻く環境の著しい変化に的確に対応するためには、税についてより深く理解していただく必要があり、そこで単に税を「知る」だけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税の理解を深めていただくことを明確にするために、平成16年に「税を考える週間」と改称されました。(詳しくは：国税庁ホームページ「税を考える週間」<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>)

平成27年度

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。

平成27年度のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」とし、これまで国税庁が行ってきたIT化・国際化に関する取組を紹介するとともに、国税電子申告・納税システム(e-Tax)をはじめとした国税庁のIT化に関する諸施策について、それらの利用を促進します。今回は活動の中で、荻窪法人会が参加した「中学生の税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」の受賞作品と「杉並納税街頭キャンペーン」のレポート、そして、「荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受表彰者」「杉並都税事務所 所長感謝状受表彰者」を紹介いたします。



中学生の税についての作文 受賞作品

荻窪法人会長賞 受賞作品

未来のために納める税

東京都杉並区立神明中学校 3年 小田 薫

税の作文。そう言われた時に私は、いつも使っている教科書に載っていた「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。」という文を思い出した。私はこれまで、税という消費税くらいしか知らなかった。今回この作文を書くにあたり、税について色々な事を調べてみて、強く感じた事がある。それは、税を納める事の大切さだ。

皆さんは、自分の納めた税がどこに行くのか知っているだろうか。まず、最初に書いた教科書などの教育の分野で使われる税金として、教育振興助成費というものがある。この税金は、国の歳入のおよそ2%、金額にしておよそ2兆40億円ほどである。私はこの事を知って、とてもびっくりした。何故なら、私はいつも税金によって自分の学校生活が支えられている事を分かってはいたが、まさかこんなに多くのお金がかかっているとは思っていなかったからだ。また、実際にこの3年間の中学校生活で国が私一人に対して負担した額は、約350万円だという。これが義務教育期間の総額となると、なんと900万円にまでなるという。これを知って私は、いつも何となく過ごしていた学校生活が、本当にたくさんの方々に支えられてきた物だった事を、思い知った。そして、これからは、この恵まれた環境を無駄にする事がないように、1日1日大切に学校生活を過ごしていこうと思う。

では、これらのお金は一体どこから集まるのだろうか。その正体こそが、私たちの納めている税である。しかし一概に税といっても一体どんな物があるのだろうか。税は、大きく分けると直接税と間接税の二つに分けられる。私知っている消費税は、間接税のうちの一つであり、国の収入の中で最も多くの割合を占めている。この他にも、大人になって稼ぎ始めると納める、所得税や、自営業の場合に納める事業税、さらに自動車をもつと納める自動車税など、本当にたくさんのお金が納められている。そして、これらの税が国の歳入となり、社会保障や、先ほど紹介した教育助成振興費、また国債費などに使われる。私がこの中で一番驚いたのは、国債を返すお金が税金によってまかなわれていたことだ。私はこれまで、国の借金である国債は、もっと別の所から返されていると思っていた。しかし、今回、この作文を書くにあたって、税金についての色々な事を調べてみて、このように初めて知る事がたくさんあった。そんな中で感じたのは、税を納める事の大切さである。私は、税を納める事が日本の未来を創る事につながると思う。何故なら、私たちの納めた税によって、未来の子供たちの教育や、お年寄りの介護などが行われるからである。

だから私は、大人になるまでに税についてもっと深く学び、大人になった時は、未来の日本のためにもちゃんと税を納めたいです。

荻窪税務署長賞 受賞作品

未来のために

東京都杉並区立井草中学校 3年 劔 桃子

2017年4月、消費税10%に引き上げ。私はこの話を聞いたとき、正直嫌だなと思ってしまった。確かに税は、私たちのためにあって、それがつかわれているという実感もある。学校に行けば、税で買われたり、つくられたりしたものが

たくさんあるからだ。税が大切だと分かっていても、嫌だなど思ってしまふのは、単純に物の値段が高くなるからだと思う。実際に、増税で生活が苦しくなってしまう人もいる。このまま増税して、それは私たちに本当に良い影響を与えてくれるのだろうか。

私は、4年間イギリスに住んでいたことがある。そこでは、日本に比べるときよりも消費税が嫌だと思うことがなかった。そこで、イギリスの消費税について調べてみると、イギリスの消費税は、「Value added Tax」略してVATという。その税率は20%と高く、私はとても驚いた。消費税をはらっているという実感が全くなかったからだ。まだ幼かったからかもしれないなど思ったが、これには理由があった。このVATはある特徴がある。それはVATがかかるものとかからないものが区別されていることだ。かからないものは食品などの生活必需品で、逆にかかるものは酒などのぜいたく品である。こうす

ることで、人々の負担を減らしているという。

ならば、日本でもこのようなくみにしたらいいのではないかと私は考えた。そうすれば生活が楽になると思うし、人々の不満も少なくなると思うからだ。ところが、日本でVATを導入しようと思うとどうだろう。イギリスでも問題視されていることだが、税がかかるものからかからないものをどう区別するのか。また、店のレジのシステムを変えたり値札を変えたりなど大変なことがたくさんある。一見良いと思うものでも、実は色々な問題点があることに気付いた。

どんなものにもメリットとデメリットがある。デメリットに注目すれば、どんなこともマイナスの方向に考えてしまいがちだ。また今あるものは全て、日本にあうように昔の人々が考えに考えた成果が集まってできている。それは他の国でも一緒だ。国民は国民のために頑張っている。税も国民のためにある。だから、もう単純な理由で増税が嫌だと思わない。そして、私たち中学生は税を通してたくさんの人々に助けられている。大人になったら、その恩返しをしたい。

税は今のためにあるのではない。未来のためにあるのだと思う。

荻窪税務署長賞 受賞作品

小さな不幸で見えなかった幸せを見る

日本大学第二中学校 3年 吉村菜々子

「あと10円足りません」

本屋の定員にそう言われ、私は青ざめてしまった。サイフの中には7円しか入っていない。私は顔を赤くしながら店を出ていった。

「消費税がなければ買えたのに」

私はそう呟いて帰っていった。この日は私が欲しがっていた本の発売日だった。私はムダに金を使わないために、定価よりほんの少し多めに持って外へ出ていった。そしたらこのようなことになってしまった。私は心の中にあるモヤモヤを取るために、テレビをつけた。そこには消費税についてのことが放送されていた。8%になってから1年がたった今ではもうなれてしまった消費税。私は1年で一体いくら税を出しただろうか。そう思っていた時だった。母親が私を皮膚科へ連れて行くことになった。ニキビを治す薬を取りに行くらしい。私は母親の後姿を見ながら医者との会話をきいていた。

「それじゃあ、今回も無料なので」

私は驚いた。薬が無料だなんて知らなかったのだ。私はおそろおそろ母親に聞いてみたら、母親は言った。これは税金のおかげなのだ。私の教科書も、妹の歯の診察も、毎日飲んでいる水道水もすべて税金を納めるから成り立つのだ。

私は税の良さを感じながらも一度本屋へと向かった。途中で私が通っていた小学校を見つけた。卒業してから3年がたった今でもその学校はキレイだった。校庭を掃除しているおじさんや、生徒達が遊んでいるボール等も税によって成り立つ物。思えば、今の学校に安全に行けるのも警察がいるからだ。警察も税があるからこそだと授業で聞いたことがある。生活のほとんどが税によって成り立っている。安全も、楽しみも、学習も、すべて私達が出した税によるもの。税金によって整備された道を歩きながら、私は本屋にたどり着いた。

店に入り、本を取ってレジへと向かうとそこには一人の老人がいた。とても元気そうで、よくみると彼のカバンの中には薬が入っていた。きつとこの老人も、税金によって幸せな生活を築いているのだろうと思うと、なぜか嬉しくてたまらなかった。

私は店員に本を渡し、金を払った。

「今度は足りてますね」

そう言われ、少し恥ずかしくなって店を出た。本を読みながら思った。「消費税がなかったら本なんて買えなかったのかもしれない」皆が出してきた8%でできた道を歩いていた。



第7回 杉並納税街頭キャンペーン

区民の皆様へ納税意識の啓蒙を

社会貢献委員長 神谷次彦

今年度の杉並納税街頭パレードは、平成27年11月1日(日)に予定通り開催されました。当日は天候にも恵まれ、少し汗ばむ陽気となりました。主催は例年通り杉並区・杉並都税事務所・杉並税務署・荻窪税務署・杉並税務懇話会・荻窪税務連絡協議会となりました。

目的は、横断幕にも掲げられているキャッチフレーズ「たしかな納税・たしかな社会・わがまち杉並」ということで、区民の皆様の納税意識の啓蒙に努めるということです。

当委員会では、既に7回目を迎えたこの杉並納税街頭キャンペーンでしたが、私、新委員長としては初めての経験と言ったこともあり、無事に開催出来たらしいなど、やや緊張気味に当日を迎えました。しかし加藤前委員長のもと、皆さんは経験豊富で大変多くの方々に支えて頂き無事に終わりました事、この場を借りて改めて御礼申し上げます。今回のパレードでは、昨年に引き続き街頭で撮影をされる方の対応をもう一步踏み込んで検討しました。結果、街頭側の委員、スタッフの皆さんには、プラカードを持って隊列の警備にあたっていただきました。

杉並公会堂前で最後のエンディングセレモニーが終了した時点では、特に大きな問題もなく、逆に清々しさを感じた次第です。

その後、東信閣で行われた解散式では、関係団体やご協力いただいた皆様にお集まりいただき、和やかなムードの中「次回の要望等」もお聞かせいただきました。

今後、荻窪法人会の良き伝統を守りながら、何か新たな事にもチャレンジしていけたらと思います。

今後共よろしくお願い申し上げます。

税に関する絵はがきコンクール

入賞・入選作品をご紹介します。

入賞作品



荻窪法人会長賞

荻窪小学校6年
新井那実さん



荻窪税務署長賞

天沼小学校6年
松原 誠さん



女性部会長賞

桃井第一小学校6年
藤村香月さん



荻窪間税会長賞

久我山小学校6年
蟻川和夏さん



荻窪納税貯蓄組合連合会長賞

桃井第四小学校5年
三井信人さん

第6回「税に関する絵はがきコンクール」

女性部会 幹事 澤 智子

荻窪法人会女性部の重要な活動の一つに『税に関する絵はがきコンクール』があります。荻窪税務署の管轄エリアの18の小学校の5年生・6年生の生徒さんに学校の授業で学んだ税金について、子どもの目線で税についての啓蒙をしてもらうというものです。

毎年、夏休み前に女性部の役員が担当を決め、それぞれ学校に赴き、お願いをします。学校には消防についてのものや、色々な所からの案内・依頼が来ており、私共役員は税への理解についての勉強の一環として是非、生徒さんにご協力をお願いをして頂きたいと、熱意をもってお願いをいたします。そして、集まっているだろうか……との期待と不安を胸に、夏休み明けに回収に伺います。本年度は496通の応募があり、教科書や道路や信号機など、身近なものが税金によって作られている事など、学んだ事を題材に描かれていました。子どもたちの視点の鋭さと真摯に学んでいる姿に心を打たれます。

寄せられた中から、『荻窪税務署長賞』『荻窪法人会長賞』『荻窪法人会女性部会長賞』、入選20名を選出いたします。本年度は趣旨にご賛同を頂き、特別賞として『荻窪間税会長賞』『荻窪納税貯蓄組合連合会長賞』が設けられました。『税務署長賞』は天沼小学校の生徒さんでした。11月6日校長室にて、安達 荻窪税務署長・酒井統括・岡田上席・小竹荻窪法人会長・織茂女性部会長が伺い授与いたしました。『荻窪法人会長賞』は荻窪小学校。11月16日朝礼にて授与式を、小竹荻窪法人会長・織茂女性部会長・女性部役員が伺いました。『女性部会長賞』は桃井第一小学校。11月24日、校長室にて授与式を、小竹荻窪法人会長・織茂女性部会長・女性部役員が伺いました。尚、入賞作品は11月7日に杉並公会堂で行われた「チャリティーコンサート」・10月31日～11月2日、区役所1階ロビー「税のパネル展」で展示をいたしました。

今後の展示予定は確定申告時に荻窪税務署にて行います。是非、子どもたちの力作を生でご覧になってみて下さい。

入選作品



西田小学校5年
森 仁美さん



西田小学校5年
大野義碩さん



桃井第一小学校6年
早川友梨さん



桃井第一小学校6年
和泉朱音さん



桃井第三小学校6年
日野樹来さん



桃井第四小学校6年
倉橋果歩さん



桃井第四小学校6年
本橋奈々さん



桃井第五小学校5年
藤島羽那さん



荻窪小学校6年
小松 愛さん



荻窪小学校6年
遠藤優花さん



荻窪小学校6年
鶴田 舞さん



高井戸第四小学校6年
関口句子さん



高井戸第四小学校6年
園田向日葵さん



三谷小学校6年
北山由依さん



三谷小学校6年
斎藤優衣さん



天沼小学校6年
越川露菜さん



天沼小学校6年
地主璃音さん



天沼小学校6年
田中 楓さん



天沼小学校6年
矢田壮一郎さん



天沼小学校6年
清水聖里菜さん



絵はがきコンクールの授与式の様子

税の標語

入賞作品をご紹介します。

入賞作品

税金を納める事の大切さ 知ろう 学ぼう おさめよう

荻窪税務署 署長賞
神明中学校 3年 重田新太さん

背負うべきは納税の義務 望むべきは明るい社会

荻窪法人会 会長賞
松溪中学校 3年 村松ちいさん

荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者 / 杉並都税事務所 所長感謝状受彰者

平成27年11月13日(金)、杉並会館において平成27年度の納税表彰式が行われました。法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、安達覚荻窪税務署長より表彰状、感謝状が授与されました。



荻窪税務署 署長表彰受彰者

常任理事・加藤敏行 研修委員長(1列目 右から2番目)



荻窪税務署 署長感謝状受彰者

理事・稲澤修 第8支部長(1列目左から2番目)
監事・平井政武(1列目左から3番目)



杉並都税事務所 所長感謝状受彰者

常任理事・秦 寿吉 第4ブロック長(1列目 左から4番目)

e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ71名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつのお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけませんかでしょうか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Tax普及推進委員長 真野 大

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所 (敬称略)

平成28年1月18日現在

| 地域 | 氏名 | 住所 | 事務所連絡先 | 地域 | 氏名 | 住所 | 事務所連絡先 | |
|-------|------------|------------------------------|-----------------------|-----------|-----------------------|--------------------------|----------------------|-----------|
| 井草 | 堀真由美税理士事務所 | 井草2-11-9エスト・メゾネット105 | 3397-6652 | 天沼 | 桑山 務 | 天沼1-2-3 | 3398-1316 | |
| | 山岡朋枝 | 井草2-35-12-2409号グランドメゾン杉並シーズン | 5310-3228 | | 黒川えり | 天沼1-17-3 | 090-8479-0152 | |
| 上井草 | 久保木浩志 | 上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205 | 5303-4823 | | 酒井幸三郎 | 天沼1-40-6 | 3392-5455 | |
| | 田崎 浩 | 上井草3-21-16 | 3399-7733 | | 池上敬子 | 天沼1-41-6 | 5932-5128 | |
| 下井草 | 近藤健一 | 下井草1-5-17 | 3390-9437 | | 岩倉永一 | 天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階 | 3392-0157 | |
| | 山田真治 | 下井草3-8-23三英ビル303 | 090-1816-2435 | | 岩倉礼子 | 天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階 | 3392-0157 | |
| | 稲村仁了 | 下井草3-29-10佐藤ビル302号 | 5382-2711 | | 原田叔法 | 天沼3-2-2荻窪勤業ビル2階 | 3392-2170 | |
| | 藍野和男 | 下井草4-1-6 | 3397-5118 | | 篠原あずさ | 天沼3-3-2 | 6794-7334 | |
| | 鈴木百香 | 下井草4-32-9 | 3399-1555 | | 藤村 茂 | 天沼3-23-23カーミリア荻窪202 | 6231-1701 | |
| | 田子周一 | 下井草4-33-12 | 3395-3343 | | 西荻南 | 河野修兵 | 西荻南2-9-13 | 5336-6457 |
| 今川 | 中村良三 | 今川3-8-4 | 3399-3976 | | | 小野寺昭市 | 西荻南2-23-8 | 3333-4868 |
| | 中村行雄 | 今川3-8-4 | 3399-3976 | 大槻一弘 | | 西荻南3-7-10シオンハイツ405 | 6795-8420 | |
| 西荻北 | 馬場義男 | 西荻北2-3-9コメットビル5階 | 3394-5922 | 松田正博 | | 西荻南3-14-11和興ビル3階 | 5346-1181 | |
| | 殿塚明夫 | 西荻北2-5-20-201 | 5382-5229 | 久我山 | 小松原英二 | 久我山5-7-8 | 3333-9805 | |
| | 鈴木吉郎 | 西荻北2-6-6YS西荻3F | 3301-5101 | | 杉本洋子 | 久我山5-8-23 | 5370-8518 | |
| | 福田都介 | 西荻北2-11-4エクセリア西荻201号 | 3397-2770 | 宮前 | 石原恵子 | 宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号 | 3334-1305 | |
| | 山本哲郎 | 西荻北2-12-2西島ビル201 | 5303-6371 | | 小松原英雄 | 宮前5-7-19 | 3331-3266 | |
| | 村林秀則 | 西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室 | 6423-0566 | | 稲澤 聡 | 宮前5-10-5 | 3247-7194 | |
| | 東原 功 | 西荻北3-14-18ラーバンプラザ401 | 5936-0055 | 南荻窪 | 加藤悦子 | 南荻窪3-27-5 | 3247-7300 | |
| | 廣瀬一俊 | 西荻北3-20-12グラツィオース西荻窪B1 | 3399-0180 | | 荻窪 | 森脇雅子 | 荻窪2-20-7-504 | 5397-8026 |
| | 荒谷美佳 | 西荻北3-31-13-503号 | 5303-5781 | 永井敏雄 | | 荻窪2-27-11 | 5397-6115 | |
| | 上荻 | 丸山良尚 | 上荻1-5-2コロナビル6階 | 3391-6309 | | 尾崎正俊 | 荻窪3-47-15 第3野村ビル300号 | 3392-1101 |
| 吉原敬三 | | 上荻1-11-3アベイユ神秋602号 | 3391-2881 | 早乙女和子 | | 荻窪4-20-9-402号 | 3391-7626 | |
| 大矢勝昭 | | 上荻1-16-3森谷ビル4階 | 3391-5588 | 伊藤佳江 | | 荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号 | 3394-1123 | |
| 小林誉光 | | 上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602 | 3391-1044 | 千葉繁樹 | | 荻窪4-32-3AKオギキポビル401 | 050-5527-4372 | |
| 穂坂正積 | | 上荻1-18-14-206 | 3393-7571 | 塩谷治道 | | 荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階 | 6383-6003 | |
| 山室文雄 | | 上荻1-19-9朝日荻窪マンション603号 | 3392-9462 | 西村克彦 | | 荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階 | 6383-6002 | |
| 本橋喜久雄 | | 上荻1-21-23 | 3392-5555 | 大久保豊 | | 荻窪5-13-6丸新マンション306号室 | 3398-8812 | |
| 小島麻里 | | 上荻1-23-19小嶋東神ビル4F | 6913-0520 | 三好秀胤 | | 荻窪5-14-4武蔵野マンション502 | 3393-2671 | |
| 小澄事務所 | | 上荻2-19-18 2階 | 5347-2066 | 中村喜一 | | 荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216 | 5347-9930 | |
| 和田 実 | | 上荻4-19-22-603 | 3395-1131 | 松井税理士事務所 | | 荻窪5-18-11-301 | 3392-7223 | |
| 岡田 茂 | | 上荻4-23-9 | 3395-3111 | 大島康司 | | 荻窪5-21-16-1204 | 3392-6553 | |
| 本天沼 | | 小野寺誠 | 本天沼2-41-8 | 黒岩民子 | | 荻窪5-22-12戸田ビル205号室 | 6795-5216 | |
| 清水 | | 山本敦子 | 清水1-7-2ネイバリングハウス荻窪303 | 5397-6492 | | 税理士法人 茂木会計事務所 | 荻窪5-25-6 | 3393-0211 |
| | | 小林滋子 | 清水3-9-9-102 | 5938-5100 | | 青葉総合 税理士法人 | 荻窪5-26-9コスモビル5F | 3398-0523 |
| | | | | 岩崎智香子 | 荻窪5-30-12グローリアビル1101号 | 3392-1198 | | |

主催：荻窪法人会 厚生事業委員会

平成27年度

第29回 健康セミナー

災害時の健康被害を防ぐために ～食糧備蓄の課題と方向性～

平成27年10月5日(月)、荻窪タウンセブン大会議室において、厚生事業委員会主催による健康セミナーが開催されました。講師には、日本災害食学会から守真弓氏、土居邦弘氏、守茂昭氏をお迎えし、災害時の食の備蓄について有意義なお話を伺いました。

災害時すべての人の食事を考える

守真弓

日本災害食学会 理事・事務局長・災害食専門員／高度情報通信都市・計画シンクタンク会議

日本災害食学会は、2013年9月1日防災の日に設立されました。

「普段のように食べることができないときの食のあり方」という意味で災害食を考え、避難所で被災生活をする人、自宅や企業で被災生活をする人、高齢者や乳幼児、障害者や疾病患者、日常でも特定の食事を必要とする人、救援活動に従事する人など、被災地で生活・活動するすべての人々が「いつもの食事」に近づけるよう努力するということを私たちは主張しています。

1995年の阪神淡路大震災は、高齢化社会初の大災害で、初めて「震災関連死」が取り上げられ、総死亡者数の約14%の人が亡くなられています。その要因の一つとして食環境の悪さが挙げられました。2004年の中越地震、2007年の中越沖地震では高齢者の誤嚥性肺炎や乳幼児の食品がないことが指摘されました。2011年東日本大震災では、3000人を超える方が避難所等で亡くなり、食問題の報道として新聞

に「炭水化物中心生活長期化」「ビタミン不足対策急ぐ」などの見出しが見られました。避難所では甘いパンなどの食事が続き、味付けの濃い魚の缶詰などが大量に届き、そういったものを食べることで高血圧が悪化し、ビタミンも足りない、カルシウム不足で骨粗鬆症も心配されます。さらに要配慮者、アレルギー患者、高齢者、身体障害者、日頃食事制限のある方、介護食や治療食を必要とする方への公的な備えは、残念ながらほとんど進んでいません。

そこで、自助・共助の重要性がクローズアップされてきます。我々災害食の関係者で考えるローリングストックという備蓄法は、昔から主婦がやっていたことですが、古いものから食べて食べたときに買い足して、常に一定量を確保しておくという方法です。長期保存可能なものを大量に貯めておいて期限が来たら捨てるのではなく、バラエティに富む食品を貯めておくことができます。調理済みの食品だけでなく、乾物などの食材、調理器具としてカセットコンロや湯沸かしポットなども役に立ちます。

首都直下地震に何を備えるのか

土居邦弘

日本災害食学会 理事／国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 戦略室長

東日本大震災で政府は、3月12日から4月20日の40日間で主食1887万食、1日あたり約50万食を東北の被災者向けに送っています。

災害後1週間目に150万食を発注していますが、実際にはもちやウイダーインゼリーなど苦し紛れのものも送っていて、つまり政府の力で集められるのは150万食が限界ではないかと思っています。

主食をどこから調達したかという点、秋田県からお米237万食、パンは愛知県と大阪府から300万食ずつ、カップヌードルは茨城県から164万食。およそ1000万食がたった4県から来ている。日本は効率化と集約化が進んでいて、特定のところでしかモノを作っていないんです。こういうところが被災した場合



講師の守真弓氏



講師の土居邦弘氏

を考えなければいけません。

なぜ被災地に弁当が届かないのか。お米を運んで電氣を使つて精米して、包装して、弁当屋さんが炊いて、おかずを詰めて、ようやく弁当になります。こんなに手間がかかるものは政府は送れません。ほかに被災地に届かなかったのは牛乳です。牛は増やせないからです。野菜ジュースは寡占状態で大手が被災しました。レトルト食品は買い占めに製造が追いつかなくなりました。缶詰は製造地が被災してしまいました。一番の問題は輸送でしたが、運転手もトラックも急には増やせない。配送業者も同じです。食料の需要と供給はいつもはバランスがとれています。災害が起きると減産することと被災者の方が三食買つて食べるようになる。それだけでなく、被災地以外でも買い占めが起きています。

東日本大震災では、電氣、ガス、水道のなかで最も早く復旧するインフラは電氣でした。被害の最も大きい宮城県でも10日で約90%の電力が復旧しています。ですから10日間は電氣がなくても暮らせるようにしなければならぬし、逆に10日後には電氣が来たことを前提に暮らしを組み立てます。

最後に何を備えるかですが、普段の食料を1週間分、3日分は水や熱の不要なもの、お米は日本は山ほど

あります、ですからお米が玄米で来ても炊ける準備をしましょう。電氣ポットと水があれば炊けます。塩分を控えるなど、特殊な食料は必ず備蓄しましょう。そして、これはお願ひです。買い占めないこと。食料は絶対に来ます。ただし、遅れてくることを知っていてほしい。被災地でもくても備蓄を食べること。備蓄は、どの地域の人も持つていなくてはいけないし、災害が起きたらそれを食べましょう。

現状の防災における食の位置づけ

守茂昭
日本災害食学会 副会長／一般財団法人
市防災研究所 上席研究員／東京駅周辺防
災隣組

私が一番力点を置くのは、今後の備蓄のあり方です。首都圏直下地震のときは、さまざまな物不足が起きる可能性があり、この飽食の時代に飢餓が起る可能性が残っています。東京都の平成24年の主食の備蓄状況は、都・区・市町村合わせて

1973万食。それに対する都全体の人口は千数百万人ですから、どこかに貯めてあると思われる食材ですが、みんなで1回食べればなくなつてしまいます。

非常食の管理に関するアンケートでは、倉庫に日持ちのする食材を入れて鍵をかけて5年間放つておくという、現状の備蓄倉庫が管理しやすいという回答が多い。一方、我々市民

は、なんとかなるだろうと期待しているという意味で、社会をあげて食を軽んじているともいえます。現在の備蓄倉庫は、国、都道府県、市区町村があり、市区町村には庁舎、避難所、町会倉庫、そのほか企業、個人の備蓄があります。自助・共助の備蓄によつて物不足に備えるために改善の余地があるのは避難所、町会倉庫、企業の備蓄です。これは、役所にお願ひするというよりも地域が自らのお金を積み上げて、充実していく意外に方法がない部分です。ここをどうやっていくかの知恵出しを私たちは求められています。

過去にさかのぼってみると、江戸時代は火事が多く、焼け出されて炊き出しを繰り返していた。江戸大火後の文化7年には食べ物屋が7663軒にまで増え、「一町内の半分の余は喰い物屋」といわれるほどの状況になったそうです。また、江戸時代には、地域住民や自治体が穀物を出し

合つて緊急時の食料を貯めた「社倉」「郷倉」という貯蔵庫の制度がありました。今に比べれば豊かではなかったと思いますが、実にきめ細かく弱者にも配慮が行き届いていたという記述も見られます。江戸から明治の郷倉は、管理、メンテナンスの担当に地域が責任を持っていて、今のよくな作りっぱなし、しまいつぱなしがありませんでした。

そこで21世紀版「郷倉」の提案ですが、今防災の世話をしている関係者は消防、警察、自衛隊、消防団を合わせても150万人。これは人口の1%強ですので、これでは食の世話には手が回りません。栄養士の皆さんは80万人くらい、あるいは家庭で台所を預かる主婦の皆さんもいます。このような人たちが参入することで、現代の郷倉が作れるかもしれません。皆様もどこかに空きの床等がありましたら、備蓄倉庫の設営の努力をご一緒していただけるとありがたいと思つております。



講師の守茂昭氏



非常食のサンプル

ふるさと納税しましたか？

税制委員 小島麻里（税理士）

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選ぶことができます。特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

「ふるさと納税」は、その寄附が一定の金額以内であれば、自己負担金額2,000円以外すべての金額が所得税と個人住民税から控除されます。

私も仕事上大変質問が多かったふるさと納税のメリットについて、皆さんと確認していきたいと思います。



同僚の間で「ふるさと納税」が話題になっており、すでに地方自治体に寄附をした人は税制上のメリットを受けながら自治体からのお礼の特産品を受け取ることができそうです。ところで、この「ふるさと納税」は税務上どのような制度なのでしょうか。私の住民税は毎年25万円ほどです。

「ふるさと納税」は平成20年の税制改正によって創設され、平成27年度税制改正において以下の2点の改正がありました。

- ①従来は住民税の控除限度額が、住民税（所得割額）の10%から20%へ引き上げられました。
- ②「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用すると、確定申告をせずに税務上のメリットが受けられます。

例えば、平成28年度の住民税額が25万円であれば、20%にあたる5万円ほどのふるさと納税をした場合、そのほとんどが住民税に充てられることになります。さらに特産品など自分で選んだ品を受け取ることができます。

また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」でふるさと納税のためだけに確定申告をする必要がなくなりました。ふるさと納税先の自治体に特例の申請書を提出すれば、所得税額控除分を含めた額が翌年度分の住民税から控除される制度です。これら二つの税制改正で、一気に「ふるさと納税」への関心が高まったわけです。



税務上のメリット、特産品のプレゼントだけでなく、確定申告書の提出も必要ないということでも気が楽になりました。でも、今年に限って医療費が多いので確定申告をしようと思っていたのですが、申請後に申告することになって大丈夫でしょうか。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」には**適用要件**があります。

- (1) ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告書の提出を要しない者であること
- (2) ふるさと納税を行った地方団体が5以内であること

ですから、医療費控除はもちろん、事業収入がある方や不動産を売却して申告が必要な人はこの制度の対象外です。申請後、対象外になった場合は特例申請は無効となります。確定申告さえすれば、ふるさと納税制度の税務上のメリットは受けられますのでご安心ください。



では、控除税額はどのように計算されるのでしょうか。平成27年所得税確定申告をした場合、平成28年住民税の税額が軽減されるわけですが、たとえば年収500万円のサラリーマンであればいくらまでのふるさと納税であれば税額控除の対象となるのでしょうか。



平成27年の給与収入500万円でするさと納税60,000円を寄附した場合。

■給与所得の計算

$$5,000,000 \times 0.9 - 1,200,000 = 3,300,000$$

■所得金額（扶養がない場合）

給与所得－寄附金控除－基礎控除＝所得金額

$$3,300,000 - (60,000 - 2,000) - 380,000 = 2,862,000$$

■所得税額

$$2,862,000 \times 10\% - 97,200 = 189,000$$

■ふるさと納税による所得税の軽減は、

$$58,000 \times 10\% = 5,800 \text{円}$$

(60,000 - 2,000)

◆平成28年の住民税額（税額控除前の所得割額）

$$2,862,000 \times 10\% = 286,200$$

◆住民税の寄附金税額控除額（基本控除額）

所得金額×30% と 寄附金額 の小さい方が寄附金基本控除額の限度となります。

$$2,862,000 \times 30\% = 858,600 > 60,000 \text{ したがって } 60,000 \text{円が限度です。}$$

$$\text{基本控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\% = 5,800$$

◆住民税の寄附金税額控除額（特例控除額）

(寄附金額 - 2,000) × (100% - 基本控除税率10% - 所得税率(今回は10%)) と 住民税所得割額×20% の小さい方が寄附金特例控除額の限度額となります。

$$(60,000 - 2,000) \times (90\% - 10\%) = 46,400 < 286,200 \times 20\% = 57,240$$

したがって**46,400円**が特例控除限度額となります。

◆ふるさと納税による住民税の軽減は、5,800 + 46,400 = 52,200円

ふるさと納税による税額軽減は総額で、5,800円 + 52,200円 = 58,000円となります。

給与収入が500万円の場合（円）

| 寄附額 | 70,000 | 80,000 | 90,000 |
|--------|--------|--------|--------|
| 所得税軽減額 | 6,800 | 7,800 | 8,800 |
| 住民税 基 | 6,800 | 7,800 | 8,800 |
| 軽減額 特 | 47,600 | 56,840 | 56,640 |
| 軽減額合計 | 68,000 | 72,440 | 74,240 |

所得金額によって、限度額の割合も変わります。試算してふるさと納税額を検討しましょう。



計算が難しそうですが、住民税額の約20%までであれば、寄附額と住民税の軽減額が同じくらいになるのですね。どの自治体にふるさと納税するかよく検討しようと思います。



税金は、国民の安全を守る警察・消防や、道路・水道の整備といった「国民に役立つ公的サービス」や、年金・医療・福祉・教育など「社会での助け合いのための活動」に使われています。つまり税金は、みんなで社会を支えるための「会費」といえます。

「ふるさと納税」も本来は幼少期を過ごした地元への恩返しや、自らが支えたい事業を応援するために創設された制度です。今、皆様がお住まいの地域へ納税するのも同じ意味で「ふるさと納税」であると思います。

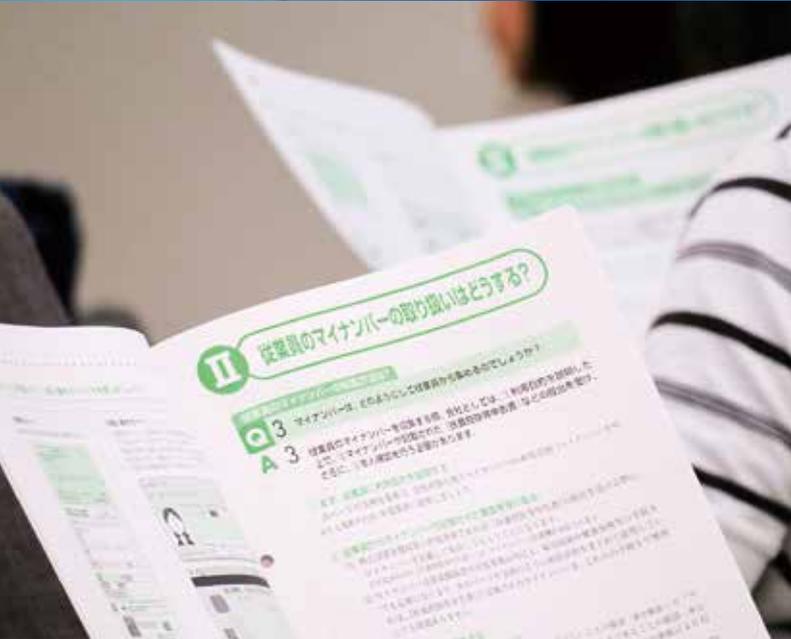
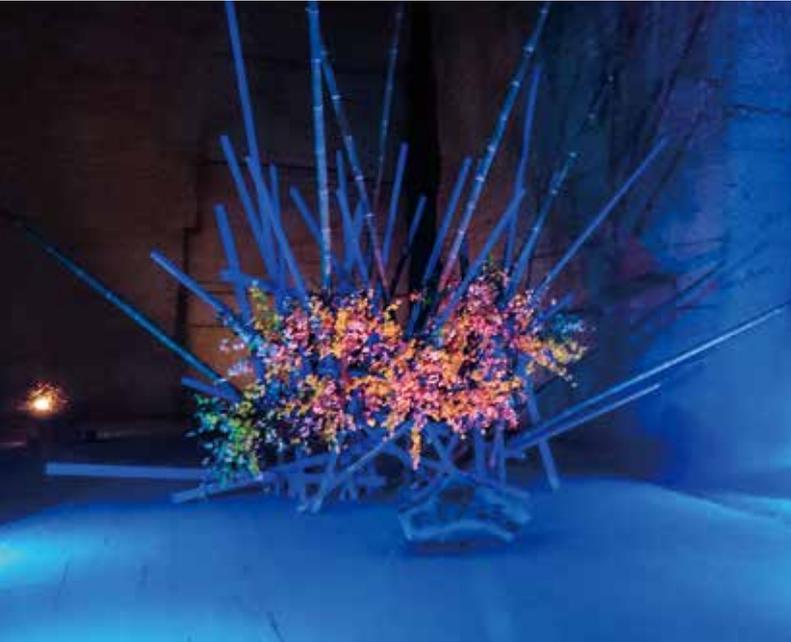
皆さんはどちらへ「ふるさと納税」しましたか？

東京税理士会荻窪支部では、毎月2回、初回無料の『なんでも相談会』を開催しております。ぜひご利用下さい。詳しくは、当支部ホームページまたは広報「すぎなみ」をご覧ください。

[平成27年度 秋季]

各ブロックの研修会レポート

平成27年秋、1～5ブロックの研修会が行われました。
今回も各ブロックの研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。



| | |
|---|---|
| ① | ② |
| ③ | ④ |

- ① 大谷石資料館の様子(假屋崎省吾氏作 花のアート) (第1ブロック)
- ② クレージングの様子(第2ブロック)
- ③ マイナンバー研修会の様子(第3ブロック)
- ④ 石川酒造敷地内にある「麦酒釜の館」(第4ブロック)

BLOCK

第1ブロック バス研修会

第1ブロック 副ブロック長 石黒貞男

11月5日、今年の第1ブロックは日光東照宮が400年式年大祭(御祭神徳川家康公御奉祀400年)に当たり、宇都宮・日光方面へ向かいました。

今回のルートは、宇都宮市大谷から日光へ、最初に大谷石を産出していた大谷資料館、のちに道の駅うつのみやろまんちっく村、昼食時は、日光金谷ホテルのランチ、その後日光山輪王寺・日光東照宮散策ツアーになりました。

最初の目的地までの間に税務研修として、税金クイズ形式にて行いますが、今回は、来年度から始まるマイナンバーの問題を加えた三択問題でしてみました。結果は、……全体で70%以上の回答率でした。

最初の見学である、栃木県宇都宮市大谷町にあります大谷資料館へ。大谷資料館は、昭和54年より開館しており、墓石等に使用している大谷石の採石の仕方の歴史や減殺の状態などを説明員よりレクチャを頂きながら砕石所へ。その中は、外より涼しいといえる以上の寒さ(当時外気温19度)。そして、施設館内温度9度、入口より深さが20メートル近くあり、下まで降りると上からの空気穴以外は、外部からの光は入らないので中は、幻想的な空間になっています。この場所では、海外企業の

プレゼンやレセプションなどに使用されたり、ドラマ・映画など撮影場所として利用されています。(特に子供向けのアクション物や、サスペンス物など)その後、手前にあります道の駅へ。道の駅うつのみやろまんちっく村で地元の生鮮食料品などを見て目的地の日光へ、昼食は日光で創立140年以上経つ金谷ホテル内のメインダイニングの紅葉を見ながら日光虹鱒のコースを頂き、食後はホテルの庭の紅葉を散策した後、日光山輪王寺へ。そこからはガイドの説明を聞きながら、日光東照宮へ。東照宮は、現在平成の大修理中の為(平成第1期第三次事業中)・本殿(日光山輪王寺)・石の間・拝殿・陽明門が修理で周りを囲いその表面を絵で表示(実物大にて)

内部は見学ができる状態でしたか、今回注目されるのは、陽明門の外壁を外した中にあった東西の壁画の公開壁画はこれまで羽目板で覆われており、特に西側は松と巣ごもりの鶴の壁画は217年ぶりに確認されたものなので、今回初めて公開される

事になります。あわせて、東側の梅と錦花鳥が40年ぶりに公開と合わせて行われています。今後は平成の大修理終了後、壁画の上に羽目板が取り付けられると、次に大修理が行われる約50年後まで見る事ができなくなるので大変貴重な見学になりました。

只、平成の大修理は平成31年3月まで第三次、翌4月より平成36年まで第四次修理になり、下神庫、東西透塀(未施工残箇所)、背面唐門、表門附彫子塀(表門東方延長)、神廡、渡廊(附指定)など、複数棟の修理を行うことになっています。

第1ブロックでは、今後も話題のある方面へ行きたいと思います。



記念撮影

第2ブロック “船” 研修会

第2ブロック長 河又雅之

お堀から江戸(東京)を考えるPart2

昨年に続き、東京下町を船で廻る企画である。ただ、今年は、船を下りた後、徒歩で新橋、桂離宮をめぐり、築地に至り、築地の居酒屋で懇親会を開いた。懇親会は6支部から10支部の合同企画である。

10月17日(土)午前11時30分日本橋船着き場集合である。24名参加申し込みで、実際乗船できたのは23名、お1人様日本橋の橋の上からのお見送りとなった(遅刻である)。天候は曇り、前日の予報では雨、それが嘘のように雨が上がり、雨具着用なしでの出船となった。雨男がいなかったようだ。

12時30分。名橋“日本橋”のふもとの棧橋から出発。“江戸橋”をくぐり、橋の博物館と言われる隅田川へ。近年有名になった“清洲橋(国の重要文化財)+スカイツリー”のビュースポットを抜け、江戸時代に作られた小名木川の江東区内部エリアに入る。小名木川は旧中川から隅田川を結ぶ運河で、途中、横十間川、大横川(鬼平犯科帳などによく出てくる)と交差する。小松橋と新扇橋の間に扇橋閘門(閘門・・・船のエレベーターで、パナマ運河

のミニ版)が設置されており、閘門より東側は地盤沈下が激しくゼロメートル地帯の顕著な地域の為水位を1メートル下げている。この扇橋閘門を実際に通過、閘門と水門の違いを体験。再び隅田川に戻り、江戸城の堀・水路跡を色濃く残す亀島川から日本橋へ。約90分のクルージングであった。堀と運河の違いを体験したクルージングであった。

日本橋に上陸後、見送り人と合流。地下鉄で新橋に移動、汽笛一斉の旧新橋停車場を見学、その後、徒歩で浜離宮(徳川將軍家の庭

園)を散策、中島の御茶屋で外国からの観光客に交じって、抹茶と和菓子を楽しみ、徒歩で、築地の場内市場に向かった。

懇親会は、場内市場の中にある“市場の厨房”で、マグロの部位の食べ比べ(マグロのほほ肉・裏あご・脳天・赤身・中トロ)を堪能、マグロの巨大カマ等、お酒とともに楽しんだ。築地市場移転のため場内最後の味を堪能出来て、クルージングともども思い出に残る1日であった。皆さま、お疲れさまでした。



記念撮影

第3ブロック マイナンバー研修会

第3ブロック 前田薫範

実務に即した研修内容

平成27年11月16日(月)午後6時よりタウンセブン8階会議室にて、研修委員会・e-Tax普及推進委員会・第3ブロックの共催により「マイナンバー研修会」が開催されました。

マイナンバーに関する研修もかなり開催されていますが、今回の研修も100名近い申し込みがあったとのことで、世間の関心の高さが伺えます。

講師は、我が第3ブロックの役員でもありません、税理士の岩倉永一先生をお迎えしました。

開催に先だって、矢澤ブロック長のあいさつがあり、今回の研修会テーマに「マイナンバー」

を選んだのは「公益性の高いもので開催する」という趣旨であったことを話されました。

ひとえにマイナンバーと申しましても、内容は非常に多岐にわたります。今回の研修内容は、税理士の視点から「中小企業のためのマイナンバー制度導入の実務対応」という主題で行われました。

最初はマイナンバー制度の再確認からはじまり、ご自身の体験を踏まえながらマイナンバーの取得方法や通知カードの配達状況など、最新の情報を提示されました。

また、中小企業のためのマイナンバー制度導入の実務対応というテーマで、年末調整を視野に入れた非常に具体的な講演を展開されました。まずは大綱をざっとさらい、大切なポ

イントは戻って説明をしていただく方法で、自分達にいま必要なものが非常にわかりやすく聞くことができたと思います。

その他にも、私たちがやらなくてはいけないこと、やらなくても良いことを具体的に示され、個人番号取得の注意や保管方法、ツールの紹介など、1時間半の講演ではすべて網羅できないボリュームでした。

質疑応答でも、実務に関する具体的な質問ばかりで、時間の都合で手を上げた全員にお答え頂くことはできませんでした。

最後に担当の鹿野副会長よりご挨拶いただき、閉会となりました。



研修会の様子



講師の岩倉氏



あいさつする矢澤ブロック長

第4ブロック バス研修会

第4ブロック 是村由佳

楽しく学んだ研修会

11月15日、第4ブロックの日帰りバス研修が開催されました。小雨模様にもかかわらず早朝から総勢29名が集合し出発しました。行程はサイボクハム⇒石川酒造⇒玉堂美術館、御岳峡谷でした。初参加者の紹介があり、圏央道に入る頃にはバス全体から楽しい声が聞こえてきました。

埼玉県にあるサイボクハムは、牧場のみならず、工場・レストラン・直売所・パークゴルフ・温泉などなど併設しており、地元の食と健康と幸せを総合的に考えた複合施設でした。目移りするほどの施設に後髪を引かれつつバスに戻り、次の目的地である福生市の石川酒造へ。道中、それまでの雨交じりの天候で厚かった雲が薄れ、切れ間に青空が覗き、バスガイドさん曰く「参加者皆様の普段の行いのおかげ」で、美しい虹までかかりました。

「多満自慢」でおなじみの石川酒造は150年以上の歴史があり、敷地内の建物や樹木は由緒あるものばかり。酒蔵では、お酒の醸造過程につ

いてユーモアを交えたお話でご説明いただき楽しく学びました。また、敷地内のおしゃれなレストランで、とっても美味しいお食事とお酒とビール(東京で一番早くビール醸造をされていたそう)を十二分に堪能し、会話が盛り上がりました。

その後は玉堂美術館、御岳峡谷と秋晴れの自然と美に触れ、帰路は交通渋滞に巻き込まれることなく解散となりました。バス内外でのブロック長の暖かなおもてなしがグループを包み、研修をそれぞれ楽しく学ばれたことと思います。



記念撮影

荻窪税務署からのお知らせ

平成27年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の
消費税等・贈与税の申告書作成会場は、
平成28年2月9日(火)から開設いたします。

| | |
|------|--|
| 開設期間 | 平成28年2月9日(火)～3月15日(火)の平日 (ただし、2月21日、2月28日の日曜日は開設しません。) ※荻窪税務署では、上記期間以外は申告書作成会場を設けておりません。 |
| 開庁時間 | 午前8時30分から午後5時 (申告の相談は午前9時15分から開始します。) ※会場が混雑している場合には、早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。 |

- ◎医療費控除の適用を受ける方は、事前に「医療費の明細書」の作成(集計)をお願いします。「医療費の明細書」は、便せんやパソコンで作成したものなど、なんでも結構です。
- ◎事業所得や不動産所得などのある方は、青色決算書又は収支内訳書を事前に作成してお持ちください。
- ◎復興特別所得税の記載漏れにもご注意ください。

平成27年分の確定申告と納税の期限

| 税目 | 申告期限及び納付期限 |
|----------------------|---------------|
| 所得税(復興特別所得税) | 平成28年3月15日(火) |
| 贈与税 | |
| 個人事業者の 消費税及び地方消費税 | 平成28年3月31日(木) |



◎納税には振替納税が便利です!!

【振替納付日】 所得税(復興特別所得税) 平成28年4月20日(水)
個人事業者の消費税等 平成28年4月25日(月)

税理士による無料申告相談会のご案内

荻窪税務署の申告書作成会場のほか、以下の会場でも申告書の作成や提出ができます。

| 会場 | 所在地 | 開催日 | | 受付時間 |
|-----------------------|--|-----|------------------------------------|--|
| 八成区民集会所 第2・3・4集会室 | 井草1-3-2 | 2月 | 1日(月)～3日(水) | いずれの会場も 午前9時30分～ 11時30分 午後1時00分～ 3時30分 |
| 久我山会館 ホール | 久我山3-23-20 | 2月 | 2日(火)～10日(水) ※土・日は除く | |
| 西荻地域区民センター 第3・4集会室 | 桃井4-3-2 | 2月 | 4日(木)～5日(金) | |
| 東京税理士会 荻窪支部 | 荻窪5-16-12荻窪 NKビル3階 (荻窪駅西口より徒 歩2分) | 2月 | 12日(金)～20(土) ※13・14(土・日) は除く | |

- (注) 1 「年金受給者(所得税)」、「給与所得者(所得税)」、「小規模納税者(所得税・消費税)」の申告書を作成できます。(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除きます。)
※所得税：所得税及び復興特別所得税、消費税：消費税及び地方消費税
- 2 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 3 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具及び印鑑等をご持参ください。
- 4 12:00～13:00までは昼休みとなりますのでご了承ください。
- 5 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 6 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎていた場合がございますがご了承ください。

用紙(各種)の出力
もできます!!

国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って必要事項を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等は、e-Taxで送信、または印刷して税務署窓口へご提出ください(郵送可)。



【荻窪税務署】〒167-8506 杉並区天沼3-19-14 ☎ 03-3392-1111

管轄区域(杉並区のうち、荻窪地区)天沼、井草、今川、荻窪、上井草、上荻、久我山、清水、下井草、松庵、善福寺、西荻北、西荻南、本天沼、南荻窪、宮前、桃井

ブロック・委員会・部会からの報告

【研修会について】 荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】 法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を目指す活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】 ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

平成28年 新春講演会・新年賀詞交歓会

荻窪法人会と荻窪間税会共催の新春講演会&賀詞交換会が1月21日(木)に杉並公会堂小ホールにて2部構成で行われました。

第1部は新春講演会として、杉並区役所 危機管理室 防災課長 武田 護氏を講師にお招きし、「杉並区の防災対策」と題した講演をしていただきました(この模様は次号に掲載いたします)。

第2部の新年賀詞交歓会は、まずソプラノ歌手の濱田真実さんに国歌独唱を披露していただき、井口副会長の開会の言葉を皮切りに賀詞交歓会が挙行されました。お客様には安達荻窪税務署長を始め各会より多くの方にご参会いただきました。

その後行われた会員交流会(グランサロンにて)では、再び濱田真実さんによるイタリア仕込みの歌声に酔いしれ、華やかな会となりました。出席者数は158名。



あいさつする小竹会長

第23支部

第23支部 防災施設特別視察会

第23支部 副支部長 清水弘道

善福寺川取水施設、東京都庁

平成27年10月20日火曜日の午後1時半から、善福寺川取水施設並びに東京都庁で、第23支部の支部研修会として、特別視察会が行われました。参加は、早坂都議会議員も含め14名。実に穏やかな好天に恵まれました。

まず最初に向かったのは、善福寺川取水施設です。集合場所の丸の内線方南町駅から徒歩で10分程度で到着しました。管理棟には、施設の模型やパネルがあり、講義室では映像とともに取水施設の構造や役割を学びました。一通り講義を受けたあと、エレベータで50m近く地下へ降りて、そこから立杭機械室を通って、水を貯めるトンネルに到着しました。内径で約13mあるそうです。環七の真下に沿って、これほど広い空間が広がっているとは想像もできませんでした。

次に向かったのは、東京都庁です。早坂都議の誘導に従って、通常では入ることのできない7階知事室周辺の会議室等を見学してから、45階の展望室で眼下に広がる東京の街並みを眺めました。

十分に研修を行った後、都庁から徒歩で隣の新宿住友三角ビル52階にあるスパッカナポリに移動し、ピザやスパゲッティなど本格的なイタリア料理とワインで懇親を深めました。



記念撮影



研修会の様子

研修委員会

法人税申告書作成研修会

研修委員会

荻窪税務署別館2階にて

平成27年11月19日(木)荻窪税務署別館2階において、研修委員会主催の「法人税申告書作成研修会」が17名(未加入法人3名)の参加で開催されました。

荻窪税務署 法人課税第1部門岡田知己審理 上司調査官の講師のもと、法人税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。



研修会の様子

ブロック・委員会・部会からの報告

厚生事業委員会

第32回 異業種交流会

厚生事業委員 白石弘典

普段接することの少ない様々な業種の方々との交流

平成27年10月28日（水）、厚生事業委員会主催による第32回異業種交流会が荻窪タウンセブン8階会議室にて30社37名が参加して開催されました。今回も組織委員会と協力し未加入法人の皆様にもご案内し3社のご参加を頂きました。

岸岡委員長にあいさつをいただき、今回は参加者一人一人から自己紹介・会社PRを時間をかけて伺いました。

懇親会では、小野瀬副委員長の乾杯で始まり、普段接することの少ない様々な業種の方々とお会いし、直接名刺交換をしながら親睦を深められていた様子でした。和やかな雰囲気の中で、今まで知り得なかった会員同士がお互いに有意義な交流が続いていけばと思っております。最後に小作委員のご挨拶で散会となりました。

次回は、平成28年2月5日（金）に行われる予定です。今まで参加されたことのない会社、何度も参加されたことのある会社、業種・職種にかかわらず大歓迎ですので是非ご参加下さいますよう、厚生事業委員一同心よりお待ちしております。



交流会の様子

社会貢献委員会

第15回 荻窪法人会チャリティーコンサート

社会貢献副委員長 織茂育代

吉岡綾子さんのピアノ独奏と荻窪祝祭管弦楽団

去る、11月7日土曜日、第15回チャリティークラシックコンサートが杉並公会堂小ホールに於いて、開催されました。今年は、吉岡綾子さんのピアノの独奏と荻窪祝祭管弦楽団の演奏でした。吉岡さんの奏でるピアノは、チャーミングで独特のテクニックとタッチで聞いている人の気持ちがどんどん引き込まれていくかのようで素晴らしかったです。

荻窪祝祭管弦楽団の皆様は、2015年5月に結成された楽団です。主として杉並区で音楽を通し地域貢献を目標にして活動しています。管弦楽団のみな様のパフォーマンスもとても楽しかったです。そして本年も、公益財団法人日本盲導犬協会へ心暖まるたくさんの募金をいただきました。参加して下さった皆様からの寄付金は146,405円で全額盲導犬協会へ寄付させていただきました。本当にありがとうございました。

盲導犬協会からは社会貢献委員会に感謝状をいただきました。盲導犬協会から、オーナーの築地様とパートナーのハーバー君がいらしてくださいました。ちなみに築地様は、荻窪に在住でいらっしゃいます。そして帰りにはハーバー君は、ハーネスを外し観客の方々に、愛くるしいしぐさを見せてくれました。



吉岡綾子さんのピアノの独奏と荻窪祝祭管弦楽団の演奏の様子



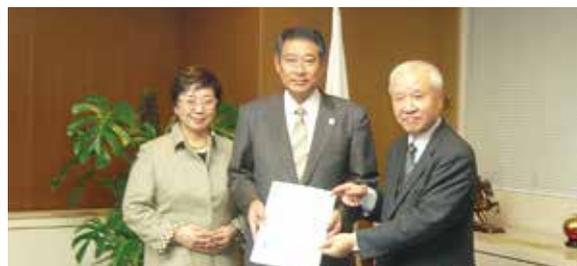
公益財団法人日本盲導犬協会への寄付(神谷委員長)

税制委員会

平成28年度税制改正要望に関する提言

平成27年11月25日（水）、小竹会長・山下税制委員長の名で田中良杉並区長へ「平成28年度税制改正に関する提言書」を区長室にて直接手渡し、提言実現のための配慮を要望した。

又、石原伸晃衆議院議員へは議員事務所へ赴き議員へ提言実現のための配慮を依頼した。



田中良杉並区長へ提言を提出

厚生事業委員会・組織委員会

ボウリング大会

厚生事業副委員長 岡田匡史

寒さ吹っ飛ばすスポーツ交流

去る11月27日(金)、組織委員会・厚生事業委員会共催による、第4回ボウリング大会が、荻窪ユアボウルにて開催され、コート、上着を脱いで総勢51名で熱戦が繰り広げられました。

夕方6時の時報と共に、2ゲーム合計スコアを競っての、熱き戦いは始まりました。スベアー・ストライクがでては歓喜の声が上がりハイタッチで祝福しあい、ガーターができれば、励ましたりと、熱気に包まれた楽しい交流の一日でした。

終了後、居酒屋とんぼに移動、田中委員長の乾杯で表彰式・懇親会が始まり、乾いた喉を潤すと話がはずみ、順位発表と共に岸岡委員長から賞品が手渡されると、会場内のボルテージは最高潮となりました。

スポーツを通じた会員交流にご賛同頂き、賞品を御提供下さった企業・団体に心より感謝申し上げますと共に、参加して下さいました会員の皆様お疲れ様でした。

[商品提供企業(順不同)]

東洋時計(株)、(株)井口鉦油、東京標識(株)、鳥羽建設(株)、(株)西部旭建装、やよい運送(株)、興振工業(株)

(株)永田商会、(株)サンメリット、大同生命保険(株)、AIU損害保険(株)、アフラック



ボウリング大会の様子



懇親会の様子

青年部会

落語を楽しむ会

青年部会 書記委員 安村充雄

第29回 落語を楽しむ会が開催されました

毎年恒例の「第29回 落語を楽しむ会」が10月23日(金)に杉並公会堂小ホールで開催されました。17時半開場と告知していたのにも関わらず、17時には長蛇の列が出来て期待の高さが窺え、結果として、175名もの方にご参加頂きました。今年の出演者は、第1回から全てにご出演頂いている古今亭寿輔師匠をはじめ、桂米福師匠、古今亭今いちさんでした。

それぞれに味のある高座を披露して頂き、客席では、終始笑いの絶えない和やかな雰囲気の中、伝統芸能を堪能することができました。

終了後は懇談会を開催。古今亭寿輔師匠にもご参加頂き、来年30回目となる事から、いつもとは一味違った会にするべく様々な意見が出て、大変有意義な会となりました。

尚、杉並区社会福祉協議会へのチャリティー募金におきましても、数多くの皆様からご賛同頂き、合計64,809円の寄付ができました。ご協力頂きました皆様に改めて御礼申し上げます。



野村部会長のあいさつ



古今亭今いちさん



古今亭寿輔師匠



桂米福師匠



杉並区社会福祉協議会へのチャリティー募金

青年部会

法人会全国青年の集い(茨城大会)

青年部会 会計委員長 宮嶋優光

第29回法人会全国青年の集い(茨城大会)が開催されました

平成27年11月19、20日の2日間に亘り、第29回法人会全国青年の集い(茨城大会)が開催されました。

1日目は、租税教育活動プレゼンテーションや、部会長ウェルカムパーティーが行われ、野村部会長も精力的に参加されていました。また、夜には東法連青連協第4ブロックの皆様と懇親会を行い、ブロックとしての懇親を深めました。

2日目は、部会長サミット、式典、講演等が行われました。租税教育活動展示や物産展にも立ち寄り有意義に過ごしました。その後、荻窪に到着し解散いたしました。

次年度は9月に北海道旭川にて全国大会が行われます。ぜひご参加ください。



参加者で記念撮影

青年部会

青年部会12月例会

青年部会 会計監査 岡部昭人

講演：東京パラリンピックに向けた取り組み

平成27年12月11日、荻窪タウンセブンビル8階フォーラムUにて12月例会が開催されました。

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会より事業推進部/近藤部長・島田主任をお招きし「障害者スポーツの現状と東京パラリンピックに向けた取り組み」についてご講演を頂きました。

今回の講演を通し障害者スポーツへの認識が深まり、2020年東京パラリンピックに向けて我々に何が出来るか考えるきっかけになりました。

講演後は、同ビル2階のBLOOK MARKSへ移動し忘年会を行いました。近藤部長・島田主任にもご参加頂き、障害者スポーツのより深いお話も拝聴することが出来ました。

また、会員同士この1年間を労い、年間最後の行事を締めくくるに相応しい忘年会となりました。



講演の様子



参加者で記念撮影



女性部会

税を考える会研修会

女性部会 幹事 藤田佳寿子

マイナンバー研修会

11月17日、女性部会の主催で荻窪税務署2階で「税を考える会」のセミナーが行われ、岡田上席が出席して下さり、マイナンバーの講演がありました。ご存知のように平成27年10月より日本国内の全住民に通知される一人一人異なる12ケタの番号の事です。また、法人には法人一つの法人番号が指定されます。社会保障、税、災害対策の三分野で手続き行政サービスが簡単に受けられる様です。本来の目的は国が一人一人の収入を把握し、社会保険料、税の納付もれがないか調べる制度です。税負担の公平性がメリットです。私もつい昨日マイナンバーを受け取りました。むずかしい面倒、不安といっけないで平成の大改革にむき合って勉強しようと思っています。しかし、現実マイナンバーを利用した詐欺、変な電話があるそうです。本当に気を付けたいと思います。

「税を考える会」でマイナンバーを意識出来て良かったと思っています。勉強になりました。



研修会の様子

女性部会

歩く会

女性部会 会計監査 野村真理子

国会議事堂を見学

素晴らしい晴天の下、荻窪法人会女性部会の秋恒例の【歩く会】が実施されました。安保法案で激震に揺れた国会議事堂を見学するタイムリーな企画に参加者総数は29名でした。

国会議事堂見学申し込みは、石原伸晃衆議院議員事務所にお骨折りをいただきました。当日は、予定通り9時20分に丸ノ内線荻窪駅を出発して国会議事堂前駅で下車。国会議事堂前駅から参加の6人と無事合流しました。

国会議事堂前駅1番出口すぐにある衆議院第一別館で受付を済ませ、入館チケット代わりにパンフレット「国会 衆議院へようこそ」を各自が手に持ち案内人を待ちました。

「荻窪法人会女性部会の方はお集まり下さい。」と呼ばれ、見ると、背が高く制服姿も凛々しい案内官が目の前に。〈アラッ!こんなに簡単な検査でデロは大丈夫かしら?〉と思う手荷物検査の後、薄暗い廊下を抜けて屋外に出、建物裏手広場で他の参加者全員が揃う迄待機しました。

最大300人一斉に見学するとの説明に驚きましたが、この回は100人程でした。

17年間の歳月をかけ昭和11年に完成した国会議事堂は、正面から見て左側が衆議院右側が参議院。国会議事堂のシンボルとして国民に馴染み深い中央塔の真下の中央広場には、議会政治確立に功労のあつた伊藤博文、板垣退助、大隈重信の銅像が立っています。国会議事堂建設に使われた大理石の方石を積み上げると、富士山の30倍の高さになるというにもビックリしました。

広大なステンドグラス天井が華やかさと歴史を感じさせる衆議院議場は重厚で格調高く、国の政に相応しい立派な建物でした。内部見学の後、正面で記念撮影をした後霞が関ビルへと出発しました。

お楽しみ会の会食は、霞が関ビル35階にあるレストラン【けやき】のフレンチでした。

東京湾を遠くに眺み秋の陽射しが穏やかな中、織茂部会長挨拶、小竹会長の乾杯音頭で会食が始まりました。オードブル・スープ・サラダ・メインディッシュ・デザート・コーヒーの美味しいお食事に話しも弾み、和気藹々の笑顔の花があちらこちら咲いた楽しいランチタイムになりました。鹿野副会長に中締めのご挨拶をいただきました。霞が関ビル広場で国会議事堂を背景に全員揃って記念撮影をした後に現地解散しました。

皆様本当にお疲れ様でした。



参加者で記念撮影

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。

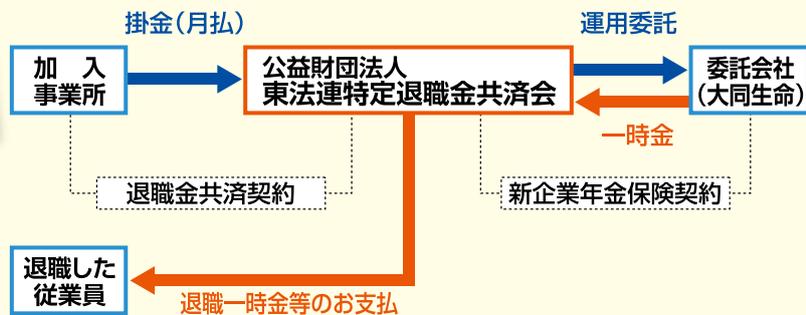


特退共制度の

5つの魅力

- 1 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 3 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 4 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 5 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○このご案内は、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

企C-26-11-S(平成26年8月1日)P6965

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>